

高山市建設工事の技術者の専任等に係る取り扱いについて

高山市発注の建設工事における技術者の専任等に係る取り扱いについて、下記のとおり取り扱うものとします。

1. 営業所専任技術者が非専任の現場配置技術者となることができる場合

(1)

下記通知の「近接」の定義として、「概ね半日程度で現場の職務を終え、営業所へ帰着することができる」として取り扱うこととします。

【国総建第18号 平成15年4月21日 国土交通省通知】

当該営業所において請負契約が締結された工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあるものについては、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある場合に限り、当該工事の専任を要しない監理技術者等となることができます。

2. 現場に配置された専任の主任技術者が他工事の主任技術者を兼務できる場合

(1)

市発注工事における専任の主任技術者の兼務については、下記国土交通省通知に準じて判断することとします。

【国土建第272号 平成26年2月3日 国土交通省通知】

- (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第27条第2項が適用される場合に該当する。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。
- (2) (1)の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。
- (3) (1)及び(2)の適用に当たっては、法第26条第3項が、公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断することが必要である。また、本運用により、土木工事以外の建築工事等においても活用が見込まれ、民間発注者による工事も含まれる点について留意されたい。

ただし、令和3年2月15日から令和5年3月31日までの公告案件（指名競争案件を含む）については、上記国土交通省通知を参考に、以下のとおり運用します。

(1) 国通知のとおり

(2) (1)の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、3件程度とする。

ただし、対象工事が全て市発注工事、災害復旧工事(※)を含む場合は5件程度認めるこ

ととし、このうち災害復旧工事以外は3件程度とする。

また、対象には従前の取扱いにより発注済みの工事を含めるが、いずれの場合においても事前に当該発注機関の承諾を得た工事に限る。

(3) 国通知のとおり

(※) 災害復旧工事とは次の工事をいう。

- ・ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく災害復旧事業、及び災害復旧事業個所で行う改良復旧事業
- ・ 森林法、砂防法、地すべり等防止法及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく災害関連緊急事業、特定緊急事業及び激甚災害対策特別緊急事業

【建設業法施行令第27条第2項】

公共性のある工作物に関する重要な工事のうち密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所または近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができます。

ただし、専任の監理技術者には適用されません。

3. 現場代理人の常駐義務を緩和できる場合

(1)

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の距離が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、同一の現場代理人を2件程度の工事現場に配置できるものとします。

ただし、令和3年2月15日から令和5年3月31日までの公告案件（指名競争案件を含む）については、以下のとおり運用します。

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の距離が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、同一の現場代理人を3件程度の工事現場に配置できるものとします。

ただし、対象工事に災害復旧工事が含まれる場合は5件程度認めることとし、このうち災害復旧工事以外は3件程度とします。

また、対象には従前の取扱いにより発注済みの工事を含めますが、いずれの場合においても事前に当該発注機関の長が兼務を認めた工事を対象とします。

(2)

現場代理人については、工事請負契約約款第10条第2項の規定により工事現場への常駐が義務付けられているが、下記の要件をすべて満たし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合においては、同一の現場代理人を2件の工事現場に配置できるものとする。ただし、発注者が常駐が必要と判断した場合は、この限りでない。

- ① 2件の工事がともに市発注工事であること。

- ② 2件の請負工事の合計が税込3,500万円(建築一式工事は7,000万円)未満であること。
- ③ 直近2ヶ年度における市発注工事の当該工種に係る工事成績評定点の平均が65点以上であること。

※1) 変更により、請負金額の合計が税込3,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上となった場合は、それぞれの工事に現場代理人を常駐させなければならない。
※2) 直近2ヶ年度における受注実績が無い場合には、③の要件は満たさないものとする。

ただし、令和3年2月15日から令和5年3月31日までの公告案件(指名競争案件を含む)については、以下のとおり運用します。

下記の要件をすべて満たし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合においては、同一の現場代理人を3件程度の工事現場に配置できるものとする。ただし、対象工事に災害復旧工事が含まれる場合は5件程度認めることとし、このうち災害復旧工事以外は3件程度とする。また、対象には従前の取扱いにより発注済みの工事を含める。

- ① 対象工事が全て市発注工事であること。
- ② 対象工事現場が全て高山市内であること。
- ③ 直近2ヶ年度における市発注工事の当該工種に係る工事成績評定点の平均が65点以上であること。なお、直近2ヶ年度における受注実績が無い場合には、本要件を満たさないものとする。

(3)

工事請負契約約款第10条第3項の規定については、上記(2)によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、同項の「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障」がないものとして取り扱う。

ただし、いずれの場合も、発注者と受注者との間で当該期間が設計図書もしくは打合せ記録簿等の書面により明確となっていることが必要である。

- 一 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
- 二 工事請負契約約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間。
- 三 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電気品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間。
- 四 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。

4. 特例監理技術者の配置要件

(1)

当面の間は、市発注工事において、下記の要件をすべて満たし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合においては、特例監理技術者を配置できるものとする。ただし、発注者が専任が必要と判断した場合は、この限りでない。

- ① 兼務する工事の数が2件までであること。

- ② 2 件の請負代金の総額が原則 3 億円未満（※）であること。
- ③ 兼務する工事が低入札工事でないこと。
- ④ 兼務する 2 件の工事現場の相互距離が 1 0 k m 程度に近接していること。
- ⑤

※) 当初請負代金の総額であって、最終請負代金はこの限りでない。

【参考】 高山市における技術者等の取扱いについて（専任等緩和前後の比較）

〈現行〉

技術者等		距離等	発注者	工事内容	兼務数	備考
現場代理人	取扱①	10km程度	—	—	2件程度	
	取扱②	高山市内	市のみ	—	2件 (請負額合計が税込35百万円未満)	直近2ヵ年度の市工事・当該工種の成績評価平均点65点以上
主任技術者		10km程度	—	—	原則2件程度	



〈緩和〉 令和5年3月の公告案件まで

技術者等		距離等	発注者	工事内容	兼務数	備考
現場代理人	取扱①	10km程度	—	—	3件程度	
				災害含む	5件程度	うち災害以外は3件程度
	取扱②	高山市内	市のみ	—	3件程度	直近2ヵ年度の市工事・当該工種の成績評価平均点65点以上
				災害含む	5件程度	うち災害以外は3件程度 直近2ヵ年度の市工事・当該工種の成績評価平均点65点以上
主任技術者		10km程度	—	—	3件程度	
		10km程度	市のみ	災害含む	5件程度	うち災害以外は3件程度

※災害：災害復旧工事は、以下のとおり

- ・ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく災害復旧事業、及び災害復旧事業箇所で行う改良復旧事業
- ・ 森林法、砂防法、地すべり等防止法及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく災害関連緊急事業、特定緊急事業及び激甚災害対策特別緊急事業

※件数の”程度”とは、「+1件」を想定。

※工事現場間距離の「10km程度」とは、直径10km程度内に対象工事が入ることを指し、この場合の”程度”とは「+1km」を想定。

※低入札工事の場合、通常の低入札工事における運用が適用される。

【注意】 「5件程度」兼務に、現場代理人と主任技術者において、条件の違いがあることに注意してください。

⇒現場代理人：取扱①の場合は、発注者限定なし。 主任技術者：発注者は全て市のみ。